Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-17

公立イエナプラン教育校の設立過程に見るインクルーシブ教育の可能性 : 福山市立常石ともに学園設立をめぐる議会・教育委員会の議事録・会議録の分析から

石谷, 宏行
長尾, 悠里
赤木, 和重

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,17(2):25-38

(Issue Date)
2024-03-31

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100487732

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100487732

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要
第17巻第2号　2024

研究論文

公立イエナプラン教育校の設立過程に見るインクルーシブ教育の可能性：福山市立常石ともに学園設立をめぐる議会・教育委員会の議事録・会議録の分析から

The Possibility of Inclusive Education Through the Established Process of Yenaplan Public Education School: An Analysis of the Parliamentary and Educational Committee Proceedings and Meeting Records Surrounding the Establishment of “Fukuyama City's Tsuneishi Tomoni Gakuen”

石谷　宏行*　　長尾　悠里**　　赤木　和重***
Hiroyuki ISHITANI*　Yuuri NAGAO**　Kazushige AKAGI***

要約：本研究の目的は，インクルーシブ教育の実現には通常教育の改革が必要という見地から，オルタナティブ教育を志向した公立学校の設立過程を，議会・教育委員会の議事録・会議録を分析することで明らかにすることである。対象校として，日本最初の公立イエナプラン教育校である福山市立常石ともに学園に注目した。分析の結果，以下の４つが明らかになった。それは，(1) 福山市教育委員会はイエナプラン教育をインクルーシブ教育として明言せず，常石ともに学園は特別支援教育制度の枠を超えないこと，(2) 当初，福山市ではイエナプラン教育校設立の計画はなかったが，学校再編計画の変更に伴い，地域企業からの提言と資金提供を契機として実現したこと，(3) イエナプラン教育の教育課程編成は福山市でも同様の取り組みを行なっており，学習指導要領に沿った通常の学校として実現可能であること，(4) 異年齢学級の実現方法は，同学年学級編成と異学年交流による教育活動として実現可能であること，である。本研究の結果をもとに，他の自治体において同様の学校を設立するには，地域の実情に沿った形で計画し，地域の課題を解決する手段として採用することが有効であることが示唆された。

キーワード：インクルーシブ教育，イエナプラン教育，地方教育行政，学校再編，教育課程編成

1．問題と目的

2022年，国連障害者権利委員会は日本政府に対し，特別支援教育を改め，インクルーシブ教育の権利保障を求める勧告を出した（外務省，2022)。勧告は日本の特別支援教育について，医療に基づく評価を通じて障害のある児童が通常の学級から遠ざけられていること，通常の学校に特別支援学級が設置されていること，特別支援学級に在籍する児童が授業時間の半分以上を通常学級で過ごしてはならないとする通知を日本政府が発出したことを問題視している。

日本ではインクルーシブ教育を障害児教育の延長線上に議論することが多い。しかし，インクルーシブ教育とは障害だけでなく社会的・文化的・宗教的な背景や階層，性別・性的指向性などを理由に人と人との間に境界線を引かず，等しくその価値を認める態度であり，多様な教育的ニーズを持つすべての子どもたちを包摂する。眞城(2021)は,「インクルージョンには全世界で統一された制度的定義が存在しない」と指摘した上で,教育におけるインクルージョンについて,「教育的ニーズの多様性を包含する範囲を拡大するプロセスであり，それをその方向性をもった学校制度の継続的改善と変容の過程に位置付けた状態」と表現している。

特別支援教育では，障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に学ぶには，同一の教育課題や学習内容に追いつくことを目標として障害のある子どもに対してどのように働きかけるかが焦点化されやすい。それは文部科学省（2012）が提唱するインクルーシブ教育システムの「同じ場で共に学ぶことを

＊　明石市立中崎小学校教諭
＊＊　神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士後期課程
／北海道教育大学函館校国際地域学科地域教育専攻講師
＊＊＊　神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

(2023年9月29日　受付
2023年12月14日　受理)

追求する」としながら「連続性のある『多様な学びの場』を用意しておく」という一見矛盾する制度設計に表れている。個別の教育的ニーズに対応できる教育の場を複数用意する必要性は首肯できる。しかし，そのことが共生社会の実現に結びつくという説明は，障害者個々の能力を引き上げること，障害者が健常者の側に近寄ることが必要と読み取れる。ゆえにインクルーシブ教育が障害児教育（特別支援教育）の問題として扱われ，通常の教育に子どもたちを包摂する範囲を拡大していくプロセスという眞城（2021）の指摘するインクルーシブ教育からは遠ざかってしまう。

現行の日本の教育制度では，同年齢集団での一斉指導と同速進度学習が一般的である。本田（2020）は，日本の教育システムにおける構造的特徴は垂直的序列化と水平的画一化の組み合わせであり，かつ，能力の下位層や多数派でない一定層の排除を生み出すと指摘している。集団の同一性を高めることは必然的に，懸命の努力にも関わらず集団の同一性からはみ出てしまう子どもの存在を強調する。

ただし，学びの場を分離しない事実だけを指してインクルーシブ教育を達成したことにはならない。窪島（2023）は，障害者権利委員会が特殊教育の場を認めないフル・インクルージョンの立場から勧告を発出したことに対して，特殊教育を通常教育に内包するインクルーシブ教育の展望が有益だと指摘する。それでは，多様な教育的ニーズを抱える子どもたちを包摂する教育制度とはどのようなものであろう。この点を考えるうえで，以下の論者の指摘が参考になる。

清水（2017）は，インクルーシブ教育は通常教育の改革であり，通常教育をそのままにして障害児を就学させるのではなく，学習指導要領の教育内容を複数学年でまとめる教育課程や複数年齢の子どもが共に学ぶ学級編成を提起している。赤木（2017）は，アメリカ・シラキュースにおける様々な学校のインクルーシブ教育を紹介し，異年齢集団，個別学習，同年齢でのペア学習を柔軟に組み合わせる「流動的異年齢教育」を提唱している。本田（2020）は，特定の資質や態度を教育の目的・目標とすることを廃止し，学級･学年といった固定集団を最小限にし，学習・所属集団は異学年を含む流動的・多元的編成にすること，各自の進度に即した個別学習と多様な児童生徒による協働学習の拡充等を提唱している。これらは障害のある子どもたちの学習を通常教育に寄せるのでなく，通常教育のあり方を見直すことでインクルーシブ教育を目指すものである。

障害に限らず，本来，子どもたちは一人一人異なる個性を持つ多様な存在である。そのため公正に個別最適化された学びの保障が重要である。このような問題意識に基づき，教師主導の一斉指導を見直し，子どもの個性と自発性を尊重し，創造的活動や知的探究を重視したオルタナティブ教育[i]と呼ばれる教育活動を行う学校がいくつか存在する。本稿ではインクルーシブ教育の可能性としてオルタナティブ教育に注目する。

例えば，1992 年に和歌山県橋本市で開校した，きのくに子どもの村学園がある。学級は縦割り編成の異年齢集団で構成され，授業の大半は「プロジェクト」と呼ばれる体験学習である（堀，1994）。また，2019 年 4 月，日本最初のイエナプラン教育[ii]の学校である大日向小学校が長野県佐久穂町に開校した（中川，2019）。イエナプラン教育は，ドイツの教育学者ペーター・ペーターセン（Peter Petersen）がイエナ大学の実験校で取り組み，スース・フロイデンタール・ルター（Suus Freudenthal- Lutter）によってオランダに紹介された（リヒテルズ，2019）。イエナプラン教育は 3 学年で構成される異年齢学級を基本単位とする。時間割は教科の枠組みをなくし，対話・遊び・仕事・催しという 4 つの基本活動を日課としている。その教育理念を「8 つのミニマム」として，第 1 に「インクルーシブな思考に向けた養育」を標榜し，あらゆる子どもたちを受け入れ，同じように肩を並べて学ぶ場であるべきとしている。

さらに，2020 年 4 月には長野県軽井沢町で，3 歳から 15 歳までの連続性を重んじた教育課程を特色とする軽井沢風越学園幼稚園・義務教育学校が開園・開校した。

これらは，いずれも学校教育法第 1 条に定められた，いわゆる「一条校」である。ただし，私立学校であるために，独自の教育理念と方針に共感する教職員と保護者，児童生徒が集まりやすく，各校が自由に運営できる利点がある。その一方で，日本の教育制度そのものへの波及効果は十分なものではないと考えられる。特別なニーズ教育を含めて子どもたちの多様性に応じた教育を推進するには，私立学校だけでなく公立学校においても，子どもの多様性を認め合い，教科ごとの教育課程や同年齢による学級編成を見直し，一斉授業から自由進度を主とした学習に転換を図るような学校の設立が求められる。

しかし，オルタナティブ教育は，いわば少数派の教育として公教育に代替する対義的概念である。オルタティブ教育の理念を貫きながら一条校として設立するには，私立学校であっても相当の困難が予想される。公立学校として市町村ごとに設立し，全国に広く普及していくには，私立学校以上の教育行政上の困難が加わるだろう。地方公共団体ならびに教育委員会がどのような問題意識を示し，いかなる方法で課題解決を図ろうとするのか，地方教育行政の視点から検討する必要がある。

そこで本研究は，オルタナティブ教育がインクルーシブ教育の可能性を有するという前提のもと，公立学校でありながら多様性と柔軟な教育課程を特色とする学校として新たに設立された学校に注目し，現行の日本の教育制度下でどのように実現したのか，地方教育行政の視点から明らかにする。

具体的には，2022 年 4 月に広島県で開校した福山市立常石ともに学園に注目する。常石ともに学園は，閉校した常石小学校の施設を改修して創設された学校である。常石ともに学園に注目したのは，以下の理由による。

第 1 に，公立学校では日本初のイエナプラン教育校だからである。イエナプラン教育は異年齢学級による 4 つの基本活動，自由進度学習と協働探求学習，自由な物理的環境を特色とする。集団の同一性を前提とする既存の日本型教育と大きく異なり，いわば「オルタナティブ教育らしい特徴」が顕著に表れている。常石ともに学園は，あえて公立学校で設立された日本最初のイエナプラン教育校である。

第 2 に，2017 年の学習指導要領の改訂から 2020 年の小学校全面実施までと学校の設立準備の時期が重なったためである。学習指導要領改訂では，一人ひとりの興味，関心，発達，学習課題等を踏まえた個別最適な学び，体験を重視し異学年間の学び合いを含む協働的な学び，教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること等が示された（中央教育審議会，2021）。これらはイエナプラン教育と重なる部分が多く，教育課程編成にあたって，今後新しい学校を創設するための示唆に富むと期待できる。

以上から，常石ともに学園の設立過程を検討することにより，公立学校において同年齢集団での一斉指導と同速進度学習が一般的な日本型教育を変革し，新たな学校を設立するための方法を可視化することができる。

同様の視点に基づく研究として，稲垣（2023）がある。稲垣（2023）は，本研究と類似した問題意識から，学校視察，福山市教育委員会職員への聞き取り，新聞記事など関連資料を用いて研究している。しかし，設立過程について概要を述べるにとどまり，具体的な議論がどのように展開されたのかについて詳細は明らかになっていない。

本研究の目的は，インクルーシブ教育は通常教育の改革であるという見地から，公立学校の通常教育を改革する新たなオルタナティブ教育の学校の設立過程について，議論を詳らかにしながら，明らかにすることである。日本初の公立イエナプラン教育校である常石ともに学園設立に際して，福山市議会ならびに教育委員会がどのような点に問題意識を持ち，どのような方針を以って解決しようとしたかを探求する。

2．方法

本研究では，福山市立常石ともに学園設立の経緯に関する公開文書を分析対象とした。具体的には，福山市議会，福山市教育委員会（以下，福山市教委），広島県議会，広島県教育委員会（以下，広島県教委）の議事録・会議録（以下，議事録）に注目する。その理由として，議事録における質問と答弁の関係には，地方公共団体による課題認識と，その解決方法の認識の一端が示されていることが挙げられる。すなわち，質問と答弁を分析することで，学校設立の際に地方公共団体がいかなる課題に着目しているのか，それに対していかなる解決方法を検討しているのかを明らかにできる。

入手した資料は表 1 の通りであるが，その中でも，福山市議会と福山市教委の議事録を本研究の中心資料として位置付けた。その理由として，以下の 2 点が挙げられる。第 1 に，本研究で扱う常石ともに学園は，福山市が設置する学校であること。第 2 に，次節で詳述するように，常石ともに学園設立にあたっては，福山市の学校再編や地域住民との意思疎通の課題が大きく影響しているからである。そのため，地域住民との意思疎通も含めた市行政全体を捉えるべく福山市議会の議事録に，学校再編に関する諸問題を調整する議論を捉えるために福山市教委の議事録に，それぞれ着目する。広島県議会議事録と福山市議会会議録はそれぞれの自治体ウェブサイト内の検索機能を利用し，本研究に関連があると判断したものを選択，テキストデータ形式で入手した。初回の検索では，「イエナプラン」「常石小」「常石ともに学園」「インクルーシブ」というキーワードで抽出を行った。その後，分析の過程で，イエナプラン教育校の開校準備と一緒に議論されることが多い「想青学園」「千年小中一貫」「学校再編」も，検索キーワードに加えることとした。検索キーワードとヒット件数を表 2・表 3 に示す。これら資料を，

表 1　収集した行政文書

広島県議会「広島県議会議事録」2018 年 4 月～ 2023 年 3 月
広島県教育委員会「広島県教育委員会会議録」2018 年 4 月～ 2023 年 3 月
福山市議会「福山市議会会議録」2017 年 4 月～ 2023 年 6 月
福山市教育委員会「福山市教育委員会会議録」2019 年 4 月～ 2023 年 3 月
福山市教育委員会「福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」2015 年 6 月
福山市教育委員会「福山市学校規模・学校配置の適正化計画（第 1 要件）」2015 年 8 月
福山市教育委員会「【千年地区】（仮称）千年小中一貫教育校（義務教育学校）の整備に係る地域説明会　概要」2017 年 10 月
福山市教育委員会「福山市立常石ともに学園よくある質問 Q&A」2021 年 10 月
福山市教育委員会「福山市の再編計画（イエナ・特認校を含む）」2022 年 7 月
福山市教育委員会「福山市立小・中・義務教育学校の位置図」2022 年 7 月

太字は本研究の中心資料。ただし，そのほか必要に応じて，上記の年より過去の議事録を閲覧し，当時の人口動態や教育情勢を確認した。

表２　福山市議会会議録　検索キーワード・ヒット件数

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	合計
イエナプラン	0	0	0	0	46	20	4	13	83
常石小	1	0	3	1	19	7	10	7	48
常石ともに学園	0	0	0	0	0	0	11	20	31
インクルーシブ	1	0	0	0	1	0	9	6	17
想青学園	0	0	0	0	0	0	29	55	84
千年小中一貫	0	0	23	27	19	37	31	1	138
学校再編	14	92	93	76	89	99	92	76	631

著者作成

表３　広島県議会議事録　検索キーワード・ヒット件数

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	合計
イエナプラン	0	0	0	1	18	20	2	2	43
常石小	0	0	0	0	1	3	0	0	4
常石ともに学園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インクルーシブ	0	0	0	0	3	18	3	1	25
想青学園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千年小中一貫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校再編	0	0	0	0	0	1	6	0	7

著者作成

常石ともに学園のインクルーシブ教育とイエナプラン教育という視点から読み進めた。その後，「常石ともに学園」と併せて議論されることが多い「学校再編」と「『子ども主体の学び』づくり」に着目し，福山市教育行政の実情と新しい学びを目指す教育課程編成という視点から資料の内容を検討した。

ここでは対象を，福山市千年地区の学校再編計画が発表された 2015（平成 27）年以降に限定した。これらの資料に加えて，それぞれのウェブサイトで公開されている PDF ファイルの形で，広島県教委会議録，福山市教委会議録，その他行政資料を入手した。なお，本研究は公開されている議事録のみを分析対象としており，倫理審査を必要とする調査は行っていない。

３．結果と考察

入手可能な議事録に基づき，公立学校におけるイエナプラン教育の実現方法について，前章の方法により調査研究した結果を示す。第１節では，常石ともに学園における「インクルーシブ教育」の立ち位置について分析する。第２節では，福山市の教育行政にとって最大の課題であり，常石ともに学園を巡る議論の中でも頻出することから，「学校再編計画」を中心にイエナプラン教育校設立と地域住民・企業との関係という視点から分析する。第３節と第４節では，福山市がイエナプラン教育と同じ教育と位置付ける「子ども主体の学び」づくりを中心に，イエナプラン教育を公立学校で実現する教育制度上の課題解決という視点から分析する。なお，議事録以外の文献を補助的に用いた。

3.1 常石ともに学園のインクルーシブ教育としての方向性

常石ともに学園は，特別な教育ニーズを持つ子どもたちをどのように包摂するのであろうか。最初に，広島県議会の議事録を確認する[iii]。福知基弘副委員長は，イエナプラン教育はインクルーシブ教育の考え方に基づくと指摘し，県教委のインクルーシブ教育について質問している。福知の質疑に対して，平川理恵教育長は，イエナプラン教育には言及しないまま，インクルーシブ教育と就学先の決定について答弁している（広島県議会 2019a:pp.195-196）。

次に，福山市議会の議事録を挙げる。岡崎正淳委員は，イエナプラン教育校がインクルーシブ教育として集団に馴染めない子どもたちや特別支援教育が必要な子どもたちの受け皿になり得るのではないかと質問している。岡崎の質疑に対する，西頭智彦管理部長の答弁は以下の通りである。

【議事録１】
教育委員会事務局管理部長　西頭智彦
イエナプラン教育は一斉授業の形態ではなく，

子ども一人一人の発達や個性を尊重して基礎学習や異年齢集団による協働学習を進めていく，そうした教育でございます。そうした中で，少人数を希望されている子どもさんがこういうイエナプラン教育の方法で学びたい，あるいは学ばせたいというお考えを持つということになれば，これはこの選択をしていただければというふうに思ってます。（福山市議会 2019a:p.213）

西頭は特別支援教育と表現せず，少人数を希望する子どもがイエナプラン教育を望むならば選択肢の一つになるとだけ説明している。また，インクルーシブ教育の可能性についても答弁していない。

福山市教委会議録には，配慮を必要とする児童への支援とイエナプラン教育との関係について，より踏み込んだ議論が記述されている。神原多恵委員は，学校教育についての説明資料を検討する際に，「イエナプランを，この特認校や適応指導教室，きらりルーム，少人数指導教室の中に入れてしまうと，不登校児童，集団になじめない児童が対象だと何となく読み取れてしまう気がします」と指摘し，「多様な学びの場の一つではあるけど，目的のところに不登校児と書いてしまって，集団になじめないとか，長期欠席している子たちのための手立ての一つだと入れ込んでしまうのは，違和感を覚えます」と意見を述べた。神原の指摘に対して，津田知明学びづくり課長は，イエナプラン教育校は不登校児童生徒を対象に限定しないと明言している（福山市教育委員会 2019a:p.10）。

横藤田晋委員は，常石ともに学園のオープンスクールと学校理解に関する議論で，「支援が必要な子どもたちが通うような学校のように，違う受け止められた方をされてはいけないなと思いました」と懸念している。さらに，藤井紀子管理部長は，「特別支援教育，インクルーシブ教育を期待して希望される保護者もおられます。特別支援といってもひとくくりにできるものではなく，自分の子どもにとってどうかということで判断してほしいと，今回オープンスクールに参加された保護者ともお話しました」と，イエナプラン教育を特別支援教育・インクルーシブ教育として一括りにするのでなく，子ども一人一人にとって適切であるか判断することの必要性を述べている（福山市教育委員会 2023:p10）。

福山市教委が常石ともに学園について説明した資料（福山市教育委員会 2021）では，特別支援学級が設置され，そこでもイエナプラン教育による教育活動が行われること，児童募集について，特別支援学級を希望する場合も他の児童と同様に抽選等の手続きが行われることが明記されている。

以上から次の 5 点，すなわち，①広島県議会，福山市議会，福山市教委は，イエナプラン教育がインクルーシブ教育として多様な学びの場の一つになると認識していたこと，②しかし，それについて肯定的に明言する答弁はなかったこと，③福山市教委ではイエナプラン教育校を特認校や適応指導教室と併記することで同様の学校だと読み取られる懸念が指摘されたが，不登校児に限定した学校でないと確認されたこと，④特別な支援が必要な子どものための学校として受け止められることへの懸念と，特別支援教育・インクルーシブ教育として保護者が期待してもそれぞれの子どもにとって適切かどうかの判断が必要であると考えていること，⑤特別支援学級でもイエナプラン教育の学びを行うことが明らかになった。

これらから，常石ともに学園は，現行の特別支援教育制度を改革するものではなく，あらゆる子どもを通常の教育に包摂するインクルーシブ教育を目指すものではないことが確かめられた。

障害の有無だけでなく，あらゆる子どもたちの多様性を認め，差別を排していく共同社会の形成がイエナプラン教育の最大の理念である。ところが，その中身は従来の特別支援教育を踏襲し，広島県教委も福山市教委も議会では曖昧な答弁に終始し，インクルーシブ教育の充実については，積極的に検討しているわけではないことが示唆される。

3.2　学校再編計画と常石ともに学園設立の関係

収集した議事録において「常石ともに学園」「イエナプラン教育校」の議題と共に「インクルーシブ教育」を議論する記述は多くない。特に，「オルタナティブ教育」に関しては皆無であった。他方で，福山市議会会議録では，常石小学校で設立するイエナプラン教育校と，周辺 7 校を再編して千年中学校で設立する義務教育一貫校（想青学園）の議題が併せて取り上げられることが多い。そこで本節では，インクルーシブ教育とは別に「学校再編」の視点から，常石ともに学園が設立された経緯を読み解いていく。

福山市が進めてきた学校再編計画，特に，常石ともに学園が立地する，福山市千年地区における再編計画を概説する[iv]。

福山市では，2019（平成 31）年度から 2023（令和 5）年度にかけて，市立小中学校のうち 21 校を対象に，10 校（うち 2 校は小中施設一体型）に再編する計画を実施した。それに先立ち，2015（平成 27）年 6 月に，『福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針』を策定し，学校適正規模の基準と小規模校の分類基準（第 1 要件から第 3 要件）ならびに学校規模の適正化への取組方針を示している（福山市教育委員会 2015a）。同年 8 月には

『福山市学校規模・学校配置の適正化計画（第１要件)』により，小学校６校と中学校３校を対象校とする小中学校再編計画を公表した（福山市教育委員会 2015b)。その時点では常石小学校は再編対象となっていなかったものの，次章で詳述するように，2017（平成 29）年に再編計画が変更され，常石小学校も再編対象に加えられた。その一方，2018（平成 30）年，広島県教育長，福山市教育長と，県教委，市教委から総計６名が，オランダ訪問と現地のイエナプラン教育校，保育園等の視察を実施している（上阪 2022)。その後，2019（平成 31）年，学校再編に伴って閉校予定だった常石小学校を新たなイエナプラン教育校として開校する計画が発表される。そして，１章で述べた通り，2022（令和４）年に常石ともに学園が，旧常石小学校校舎を使用して開校した。この点に関して，前掲の稲垣（2023）は，イエナプラン教育と福山市の教育理念が一致していたから，学校再編により閉校となる学校施設を利用する形でイエナプラン教育校の開校が実現したとしている。ただし，常石小学校の通学区域が，常石ともに学園の通学区域にそのまま指定し直されたわけではない。次章で詳述するように，同じく再編計画に伴って開校した福山市立想青学園が，常石小学校の統合先として示される一方，常石ともに学園は市内全域を通学区域とし，福山市全域から入学・転入学希望者を募ることで児童を確保している[v]。

2015(平成 27)年に公表された学校再編計画では，常石小は再編対象に挙げられていなかった。しかし，2017（平成 29）年，計画に変更が加わり，常石小も再編対象となる。この点について，高木武志委員は，福山市教育委員会が 2017（平成 29）年３月の議会終了直後，再編計画を変更し，常石小学校を含む小中７校を再編して千年地区義務教育一貫校（想青学園）を開校すると発表した経緯について質問を行った。

【議事録２】
委員　高木武志
福山市教育委員会は，３月 23 日，2017 年度第１回定例市議会の全日程が終了した直後に，議員に対し（仮称）福山市立千年小中一貫教育校の整備案を説明しました。これは，これまでの内海・内浦小学校を千年小に，内海中学校を千年中学校に統合しようとしていた再編計画を大幅に変更し，沼隈町の千年・常石・能登原小学校，内海・内浦小学校と，内海中学校と千年中学校の計７校を統廃合し，千年小中一貫校とする大再編計画です。（福山市議会 2017:p418）

ただし，福山市教委は議会日程終了後に計画変更を説明したこともあり，福山市議会議事録内には，福山市教委が直接，この点に言及している記述はなかった。2018 年度以前の福山市教委会議録も入手できなかった。既に公表されていた再編計画の更なる大幅な計画変更であり，議会閉会後に説明を行う異例の事態であったことからも，福山市教育行政にとって完遂しなければならない事業であったことがうかがえる。

次に，イエナプラン教育校の設立に関する議事録を挙げる。

【議事録３】
教育長 三好雅章
イエナプラン教育を行う学校の環境整備や外国人児童生徒への日本語指導など，教育発展のための支援についての提案が地域と常石グループからありました。このことを受け，沼隈，内海を初め周辺地域や市全域，さらには全国から期待される学校を目指し，（仮称）千年小中一貫教育校に再編した後の常石小学校の施設を活用し，官民で協力して創設することとしました。
（福山市議会 2019a:p.209）

要約すれば，三好雅章教育長は，地域と企業（常石グループ）[vi]から教育発展のための支援について提案を受け，再編後の常石小学校施設を利用してイエナプラン教育校を設立すると説明している。しかし，常石ともに学園は学校選択制により福山市全域から児童を受け入れるため，本来は交通至便な市の中心部に学校を設立した方が合理的だといえる。能宗正洋委員も，「学校再編範囲内ではなく，交通の便がよい市街地にイエナプラン教育校新設のお考えはいかがでしょう」と質問している。これに対して三好は，「イエナプラン教育校は，地域と常石グループから環境整備や教育発展のための提案を受け，再編後の常石小学校を活用して設置することから，この１校を考えています」と答弁している（福山市議会 2019b: pp.475-479)。ここから，常石ともに学園設立は，イエナプラン教育校の設立という目的よりも，学校再編と地域との関係に重きをおいて決定されたと読み取ることができる。

続いて，イエナプラン教育校設立の目的と資金援助に関する議事録を引用する。

【議事録４】
委員　金仁洙
先ほど柿原委員御指摘の，当初は企業が地元の学校を残すための１つの方策として経済的援助，支援をするということで，教育だから１企業が大きな位置を占めてもいいのかというよう

なことは，私も質問したことがあると思います。＜中略＞引き続いて，民間企業から支援を受けながら，全国区のイエナプラン学校にするのかというところに，すっきりしない部分があります。これからも民間企業の支援を受けつつ事業を推進していくのか，官が全てやるのであれば問題はないと思うんですが，当初の常石の維持発展と子どもたちの就学を地元でというような意識からは，変容してきているような気がします。

教育長　三好雅章

もともと常石に学校を残したいというスタートでしたが，＜中略＞今の常石の子どもだけをなんとかしてほしいというよりは，地域の発展とか，会社の労働者の家族も含めて，人が入ってきてもらうということは前提になっていると理解しています。/ また，資金援助をいつまでどれだけするかというのは，まだこれからのところがありますから，開校にあたって，話し合い，整理します。

（福山市教育委員会 2019b:p.12）

ここでは，金仁洙委員が，地元の学校を残すことを目的として企業が教育に参与することを問題視している。これに対して三好は，常石に学校を残すために始まったが，その後の地域発展も前提として理解されていると述べ，資金援助について協議し，整理することは，今後の課題であると説明している。

次に挙げるのは，地域の要望と学校設立に関する議事録である。

【議事録５】

委員　土屋知紀

であれば，山野からは地元の皆さんのほうから小規模特認校を山野小学校へ設置してほしいという要望があります。＜中略＞翻って，常石小学校のほうでは，地元のほうからイエナプラン教育校にしてほしいという提案を受けて常石小学校をこれから千年小中一貫校の再編計画とは別に常石小学校を新たな教育学校に編成し直すということをやってるんであれば，山野の皆さんの要望も聞くべきだと思います。

（福山市議会 2019c:p.23）

対して西頭は，基本方針の通り再編を実施する，常石小について地域や常石グループから提案はあったが，あくまでも福山市教委の判断の下，イエナプラン教育を実践するために学校設置を決めたと答弁している。再編対象となった他地域との不平等が生じないためには，常石ともに学園の創設は，市教委の判断に基づく決定であることを重視する必要があるのだろう。このやりとりに，地域行政と住民が抱える課題の存在が垣間見える。

上記の経緯は，以下に示すように，再編後の旧常石小校区の就学校指定に影響を及ぼしている。

【議事録６】

委員　神原多恵

（仮称）千年小中一貫校の計画が先にあって，途中から常石にイエナプラン教育校を作ることになったときに，理解を求める説明の中で，あくまで常石の子どもも，千年や能登原や内海の子どもたちと同じで，どこの学校に行くかというと，基本は千年小中一貫校だと言われていたかと思います。

（福山市教育委員会 2019b: p.11）

神原と，藤井紀子学校再編推進室長は，常石校区の指定校は2022年に開校予定の千年小中一貫校(義務教育学校）になることを確認している。また，三好は，開校後は常石校区の児童全員が優先的にイエナプラン教育校に就学するのではないと周知する必要性を述べている。こうして，常石校区の就学指定校は2022年度より，常石ともに学園ではなく，同時に開校した小中一貫教育校（想青学園）に変更された。常石ともに学園の創設により常石の子どもたちはそのまま地域の学校に就学できると期待されやすいが，実際には再編対象となる他校の子どもたちと同様の就学指定がなされる複雑な制度となっていることがわかる。

3.3 子ども主体の学びづくりと常石ともに学園の教育課程編成の関係について

常石ともに学園設立に関係する議事録を検討すると，教育課程編成について福山市が以前から進めてきた「子ども主体の学び」づくりに関する答弁が頻出する。イエナプラン教育と福山市の「子ども主体の学び」づくりの関係に着目し，現行の教育制度でイエナプラン教育校を実現する教育課程編成について明らかにする。

具体的な資料として，以下の６点を挙げる。１点目は，異年齢集団と教科横断的学習に関する議事録である。

【議事録７】

教育長　三好雅章

ことし６月上旬に，県教育委員会の個別最適な学び担当の指導主事が文部科学省へ出向き，異年齢のグループ編成，教科横断的な探究学習など，取り組みの方向性や内容を説明しました。

文部科学省からは，複数の教科を関連づけた学びであり，授業時数や学習内容など，カリキュラム上問題はないという回答を得ています。
（福山市議会 2019d:p.330）

三好は，広島県と福山市が連携し，県指導主事が文部科学省に出向し，異年齢集団での学習活動や教科横断的学習は教育課程上の問題がないことを確認したと答弁している。

2点目は，イエナプラン教育校での，学習指導要領に基づく授業時数算定に関する議事録である。石口智志委員は，一人ひとり学習内容が異なる自由進度学習では教科ごとの授業時数をどのように算定するのか質問を行なった。対して，田丸誠学校教育部長は以下のように答弁している。

【議事録8】
学校教育部長　田丸誠
実はこれはイエナプラン教育校に限らず，教科横断的な単元やカリキュラムの実施をするという場合においては，45分という区切りで授業時数をカウントするのではなく，学習する内容を踏まえ，教科書や指導書などを参考にしてその単元を学ぶのに何時間必要であるかということをまず事前に算出してカリキュラムを編成します。＜中略＞例えば，国語，算数，総合というような授業の中で10時間を使うというときに，その中に国語を例えば5時間，算数を3時間というように入れるとしても，トータルでその授業内容をやったという内容をつくっていく，それを計画してその時数をやったというカウントをしていくということになります。
（福山市議会 2019d:p.339）

ここで注目すべきは，イエナプラン教育に限定せず，教科横断的学習の教育課程編成として共通の方法であると福山市教委が考えていた点である。福山市教委は，通常の学校においても同様の教育課程編成が可能であることを認識していたことがうかがえる。

3点目は，福山市での，学年縦断的・教科等横断的な教育課程編成の取組に関する議事録である。

【議事録9】
学校教育部長　田丸誠
本市においては既に実践パイロット校というところを指定して，その中で，小学校ですけれども，教科，学年の枠を超えた教育課程をつくるということで今カリキュラムをつくっている学校があります。　（福山市議会 2019e:p.882）

田丸は，福山市では，イエナプラン教育校とは別に指定パイロット校で教科と学年の枠を超えた教育課程編成の実践があると答弁している。報告資料によると，福山市教委は「子ども主体の学び」づくりパイロット校として7校（南小，水呑小，坪生小，今津小，多治米小，新市小，千年小）を指定し，教科横断的・学年縦断的な教育課程の編成に取り組んでいた（福山市教育委員会 2019c）。福山市教委は教科横断的な教育課程をイエナプラン教育に限定してはいなかったのである。

4点目は，教育課程特例校制度に関する議事録である。

【議事録10】
教育長　三好雅章
ことし6月上旬には，県教育委員会の個別最適な学び担当の指導主事が文部科学省へ出向き，異年齢のグループ編成，教科横断的な探求学習など，取り組みの方向性や内容を説明し，複数の教科を関連づけた学びであり，授業時数や学習内容などカリキュラム上問題はないという回答を得ており，教育課程特例校制度の活用は考えておりません。　（福山市議会 2019b: p.479）

三好は，福山市が創設するイエナプラン教育校は，学習指導要領に基づく教育課程を編成・実施，教科等横断的な学習は複数の教科を関連づけた学びとして教育課程上可能であることを文部科学省に確認しており，特例校制度は適用しないと答弁している。

ここまで，イエナプラン教育と福山市が目指す学びは共通の教育理念を持ち，教育課程編成上は通常の学校として実現可能であることを確かめてきた。特例校制度を活用しないとの三好の答弁には，通常の学校として設立する志向性を読み取ることができる。

ここで，福山市が目指す学びを確認すると，「非認知能力」という言葉が強調されている。

【議事録11】
委員　荒玉賢佑
本市では，主体的・対話的で深い学びの推進の中で，非認知能力の向上に取り組んでこられましたが，非認知能力の向上が子どもたちの成長にどのような効果があるのか，教育長の考えをお示しください。/＜中略＞/全国学力・学習状況調査等，依然として子どもたちの能力を測定する物差しには学力がまず上げられます。しかしながら，公教育の目的は，他者と協調し，高い倫理観を持った責任ある社会人に子どもたちを育てることであり，その根源となる非認知能

力の発達について，物差しがあまりに少ないように感じます。＜中略＞

教育長 三好雅章

変化の激しい時代に新しい価値観を創造し，よりよい社会を実現していくためには，挑戦する力，やり抜く力などの非認知能力と，知識，技能を活用する力などの認知能力を包括した21世紀型スキル＆倫理観を育むことが必要です。/＜中略＞/一方で，子どもたちは日々成長し続けており，その成長の中には必ずしも数値には表れないものもあります。＜中略＞

委員　荒玉賢佑

しかしながら，現在，教科学力として点数化されているものの多くがドリル学習であるとか暗記系，いわゆる子どもたちが自分に負荷をかけて反復学習をして身につける能力であり，今まで教育委員会が重視してきた深い学びであるとか対話的取組というものが，なかなか成果として反映しづらかったというふうに思います。

（福山市議会 2023a:pp.385-391）

福山市が目指す学びは，知識・技能といった数値化しやすい学力である認知能力とは別に，挑戦する力・やり抜く力といった数値化しにくい非認知能力の育成である。しかし，荒玉賢佑委員が指摘するように，点数化が容易な教科学習と異なり，学びの成果を反映しにくい能力である。この点に関する，議会内での認識の齟齬が現れている議論として，以下の議論を紹介する。

【議事録 12】

委員　石岡久彌

本年度の全国学力・学習状況調査は既に去る4月に行われており，その結果は，教育長の期待どおりに，すなわち今後の学力調査の結果にも確実につながったものとなっているのでしょうか，待ち遠いものがあります。/ところで，教育長，あなたは昨年9月定例会での私に対する答弁において，数値のみの結果に翻弄されるなの旨を昨年8月の福山教育フォーラムで伝えた，他と比較し，順位や正答率を上げることは学校に求めない旨を言われましたが，この発言は上述の，今後の学力調査の結果にも確実につながると考えているという期待と矛盾しておりませんか。＜中略＞

教育長　三好雅章

本市では，学びが面白いという内発的動機を喚起する，子ども主体の学び全教室展開を通して，非認知能力を含む学力の向上を目指しています。＜中略＞学力調査で測定できるのは学力の一部であり，子どもたちの成長の中には，必ずしも数値には現れないものもあります。/1問の差に満たない学力調査の順位や正答率を上げることを目的とした対策や練習だけでなく，引き続き21世紀型スキル＆倫理観を育むために，分かる過程を通して学びが面白いと実感する授業改善に取り組むことが学力調査の結果にもつながるものと考えています。

（福山市議会 2023b:pp.474-478）

石岡久彌委員の質問は，非認知能力の向上が全国学力調査の結果に反映することを期待するものである。一方，三好は，学力調査で測定できるのは学力の一部であり，わずかな数値の差を狙った対策ではなく，学びが面白いと思える授業改善こそが学力調査の結果に結びつくと答弁している。

3.4　異年齢集団による学級編成について

福山市は指定パイロット校でも教科等横断的な学習の教育課程編成に取り組んでおり，イエナプラン教育校の教育課程編成は，特例校制度を適用せず通常の小学校として実現可能である。

では，異年齢集団による学級編成はどうであろう。イエナプラン教育は，1年生から3年生まで，4年生から6年生までの児童を，それぞれ1グループとして異年齢集団で学級編成を行う。しかし，公立小学校の学級は原則同学年の児童で編成することが，小学校設置基準第5条，公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条，に規定されている。一条校として文部科学省の認可を得るには，法律の基準を満たさねばならない。とはいえ，例外的措置として，複式学級制度[vii]を利用することも可能である。

これに関して，岡崎は，イエナプラン教育の異年齢学級と学校規模適正化計画第1要件（過小規模校）の複式学級との違い，ならびにイエナプラン教育校の適正規模について質問した。対する西頭の答弁は，福山市が計画するイエナプラン教育校は学習の適正規模として1学級30名程度，学校規模は180人程度の計画であり，上限が16人の複式学級とは異なるという（福山市議会 2019a:p.212）。ここから，イエナプラン教育校の異年齢学級は複式学級とは目的も規模も異なるものだといえる。

次に，広島県教育長の平川理恵の著書を示す。平川は就任以前からイエナプラン教育に関心を寄せていた（平川，2018）。平川は以下の方法で異年齢学級が可能であると述べている。

【書籍 1】

まず1～3年生，4～6年生の異年齢学級を1

クラスずつつくる。1クラスは150人になってもかまわない。はっきり言って，「1クラス40人以上で授業をしてはいけない」という法律はない。文部科学省初等中等教育企画課に，「極端な話，必要であれば100人の算数の授業を体育館でしてもOKか？」と聞いたことがあるが，「いい」という回答であった。/＜中略＞文部科学省によると，いちおう学齢ごとのクラスはつくるものの，すべて全交流にすればできる，とのこと。
（平川 2018：pp.178-179）

さらに，大日向小学校設立に携わった学校法人茂来学園理事の中川綾は，「1学年10人ずつ3学年が混合される30人学級を作りたかったのですが，それは『学級』である必要はないことに気がつきました。」と述べ，大日向小学校では，学年ごとに学級を編成した上で「単学年での学習活動の他に，異年齢グループでの活動も重視する」と文部科学省に申請している（中川 2019：p.185）。

イエナプラン教育校の設立に関する広島県議会議事録では，広島県教委個別最適な学び担当課長は，「大日向小学校に指導主事を約2週間派遣して，設置状況，子供たちの教育の対応状況，また理念の共有状況について研修させてきたところでございます」と答弁している（広島県議会 2019b:p.6）。

以上，福山市が採用した異年齢学級編成の実現方法は，議事録および行政資料からは確認できなかった。関連書籍によると，広島県教育長や大日向小学校が提案した方法は，学年ごとに学級編成し，教育活動を学年交流として行うものであった。広島県教委は県指導主事を大日向小学校に派遣しており，福山市も同様の方法で異年齢学級を実現できる可能性が示唆された。

4．総合考察

本研究で得られた知見に基づき，常石ともに学園と福山市の課題を3点に整理する。それは，インクルーシブ教育，地域，教育制度に関する課題である。これらを踏まえて，現行の教育制度においてインクルーシブ教育の学校としてオルタナティブ教育の学校を設立するために，何が必要となるのかを考察する。

4.1 インクルーシブ教育としての課題

広島県，福山市の各議会は，イエナプラン教育はインクルーシブ教育ではないかと指摘した。対する各教委の答弁は肯定も否定もしていない。イエナプラン教育は8つのミニマムとしてインクルーシブな養育を掲げている。広島県，福山市の各教委も，イエナプラン教育に対するインクルーシブ教育への期待を認識していたと考えられる。しかしそれでも，常石ともに学園をインクルーシブな学校と表現することは回避している。

議事録を分析すると，対象を特別な教育的ニーズを持つ子どもに限定した学校と誤解されることを避けるためであると推測できる。また，イエナプラン教育というだけで特別な教育的ニーズを抱える全ての子どもに適した学校と捉えることは早計といえよう。

しかし，理由はそれだけにとどまらない。福山市教委は，自由進度学習と教科の枠を超えた教育課程編成，異年齢学級といった公立では不可能に思えるイエナプラン教育の学校を，特例校制度や例外的な方法を用いずに現行の教育制度の枠内で実現した。その設立過程には広島県教委や文部科学省との連携・協力があった。それでも，広島県・福山市の各教委は明言を回避したように，イエナプラン教育が目指すインクルーシブ教育とは距離があるといえる。すなわち，現行の教育制度下においてインクルーシブ教育システムを覆すことは，イエナプラン教育の革新的な教育方法を実現した福山市教委であっても困難であった。

4.2 地域の課題

稲垣（2023）は，常石ともに学園の事例を通して，公立学校でのオルタナティブ教育を他地域でも導入する際，教育課程編成の面では通常の小学校として可能であるものの，財政面の課題が残るとしている。すなわち，常石ともに学園の開校時には企業の出資を受けられたものの，その後は市の教育財政によって維持される必要がある。しかし，地域・企業と教育の関係を考えると，稲垣が十分に分析していない，企業の出資による学校設立過程も問う必要がある。常石ともに学園の設立当初は，常石の子どもたちのために学校を残すことが目的であったが，次第に地域を超え，福山市全体の発展に寄与することを求められている。地域企業から資金提供を受けながら全国を見据えることの矛盾は，今後，大きな課題として問われる可能性があるだろう。同時に，教育行政における地域の理解と協力は不可欠だが，有力企業がもたらす支援に寄りかかってしまうと公教育としての正当性が揺らぐことにもなりかねない。地元企業との安定的でなおかつ公正な関係を維持すること，支援内容や資金提供の期限について詳細な取り決めを交わすことが，今後の常石ともに学園の課題として考えられる。

また，福山市の学校再編計画を論じた小野（2019）は，学校再編計画を進めるために，小中一貫教育と抱き合わせる議論が行われたと批判している。ならば，常石ともに学園の設立についても，学校再編計画を支持する見返りとして，常石に学校を残すべく

行われたのではないのかという批判を導き得る。加えて，他の地域でも学校存続を希望する声が出ている中で，なぜ旧常石小だけがイエナプラン教育校として引き続き利用されるのか，整合性のある説明をしなければならない。こうした批判を回避すべく，福山市教育委員は複雑な就学校指定を行ったと推測される。すなわち，常石小を存続してイエナプラン教育校に改編するのでなく，あくまでも常石小は閉校して想青学園に再編し，常石小とは異なる学校として常石ともに学園を開校することで，イエナプラン教育校設立と学校再編計画との連関を否定したと推測できるのである。

常石ともに学園は，日本初の公立イエナプラン教育校として注目を集める。しかし，福山市教委と地域住民の双方が直面する課題は，何よりも大規模な学校再編計画であった。革新的な教育の学校という話題性に隠れて，当事者にとって切実な地域の事情が外部から見えにくくなっていることに気付くべきであろう。

4.3 教育制度の課題

イエナプラン教育が福山市の進めてきた教育理念と一致していることを背景に，常石ともに学園は，学習指導要領に定められた学年ごとの全学習内容と授業時数を満たす通常の小学校として開設された。しかし，通常の学校であることの代償に，インクルーシブ教育も既存の特別支援教育の枠を超えず，文部科学省が提唱するインクルーシブ教育システムを改革するものではないといえる。イエナプラン教育に期待されるインクルーシブ教育とはすべての子どもを同じ学級に包摂しようとするインクルーシブと解釈できるが，これは通常学級，通級指導教室，特別支援学級，特別支援学校といった多様な学びの場を用意する特別支援教育制度と矛盾する。

また，稲垣（2023）は，常石ともに学園の事例から，イエナプラン教育に限定されるが公立小学校におけるオルタナティブ教育の導入と展開は可能と結論付けている。一般に，イエナプラン教育は，オルタナティブ教育の一つとして紹介される（リヒテルズ，2006）。しかし，議事録その他の資料を参照する限り，福山市議会ならびに福山市教委が，イエナプラン教育，福山市が進める子ども主体の学びづくり，常石ともに学園について「オルタナティブ教育」と表現する記述は見られない。

この点に関して，議事録から推測できる理由は2点ある。一つは，オルタナティブ教育が，主に不登校児童や特別な配慮が必要な子どものための教育と誤解されやすいことである。もう一つは，通常の公立小学校として設立し，福山市全域で取り組む学びと共通の学びであるイエナプラン教育を「オルタナティブ教育」と呼ぶに相応しくないと判断した可能性である。堀（2003）は，きのくに子どもの村学園が設立当初から私立小学校の認可にこだわり続けた最大の理由は「教育改革に一石を投じるため」だと説明している。公立イエナプラン教育校の設立は，公教育が公教育に挑むことを意味する。しかし，福山市はイエナプラン教育を「代替的な少数派の教育」ではなく，オルタナティブの対義語である「メインストリーム」あるいは「スタンダード」の教育として位置づけたのではないか。そして，常石ともに学園を特別な学校とせず，これこそが，福山市が目指すべき本来の教育だという信念に基づいて設立したのである。とはいえ，福山市が目指す教育，すなわち非認知能力の育成を中心とした学びは，数値化しやすい学力の軽視として批判されやすい。これらの反対意見に対して，どのようにして理解を得るのかが，福山市教育行政にとって今後の大きな課題だといえる。

4.4 同様の公立学校を設立するために考慮すべき点

他の自治体においてイエナプラン教育校または同様の学校を設立するためには，何を考慮すべきなのか。本研究から導かれた示唆を，地域に関する点と，教育に関する点の双方から述べる。

まず，地域に関することとして，福山市教委はイエナプラン教育校設立が目的ではなく，学校再編の過程で企業の積極的な協力を得ながら常石ともに学園の設立を実現したことを指摘する。すなわち，他の自治体においても教育理念を先に掲げるより，地域の実情に沿う形で計画を進め，地域の課題を解決する手段と巧みに組み合わせることで，設立までのハードルが低くなると予想できる。

次に，教育に関することとして，福山市教委は数値化による反映が難しく，教科や基礎学力の軽視として批判されるにも関わらず，非認知能力の育成を目的に，教科横断的・個別最適な学びと体験学習による「子ども主体の学び」づくりに舵を切った。福山市に倣えば，同様の公立学校を設立するには，都道府県または市町村全域で，イエナプラン教育と共通の学びに取り組むような教育改革が必要だといえる。

4.5 今後の課題

今後の課題として，本研究における資料面の限界が挙げられる。本研究は，インクルーシブ教育の実現には通常教育の変革が不可欠と捉え，日本で最初の公立イエナプラン教育校設立までの課題解決について，福山市の地域事情を踏まえて，地方教育行政の視点から明らかにした。議事録に基づく調査研究は，教育長を中心とする教育委員会の発議や政策決

定等，トップダウンで実施されてきた設立過程を明確にした。一方で，大規模な学校再編の影響を受ける地域住民や児童生徒と保護者，イエナプラン教育校という新しい学校を設立するために奔走した指導主事や教職員，そして様々な援助を提供してきた地元企業等，当事者たちによるボトムアップの取り組み，苦労，葛藤，課題解決の過程を捉えることができていない。加えて，争点となっていない課題や，水面下での交渉と合意などを見落としている可能性も否定できない。当事者たちの声をインタビュー等の手法により収集し，地方教育行政がもたらす影響を受ける人々の実情を明らかにし，教育行政上の施策について調査研究を行うことも，今後の課題である。

引用文献

赤木和重（2017）『アメリカの教室に入ってみた：貧困地区の公立学校から超インクルーシブ教育まで』ひとなる書房

中央教育審議会　初等中等教育分科会　教育課程部会（2021）「教育課程部会における審議のまとめ」https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_kyoiku01-000012344_1.pdf（2022 年 11 月 12 日取得）

福山市議会（2017）「平成 29 年第 3 回福山市議会定例会会議録（第 4 号）2017 年（平成 29 年）6 月 28 日 」https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukuyama/MinuteView.html?council_id=1407&schedule_id=5&is_search=false&view_years=2017（2023 年 3 月 17 日取得）

――――（2019a）「平成 31 年第 1 回福山市議会定例会会議録（第 5 号）2019 年（平成 31 年）3 月 7 日 」https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukuyama/MinuteView.html?council_id=1564&schedule_id=6&is_search=false&view_years=2019（2023 年 3 月 17 日取得）

――――（2019b）「令和元年第 3 回福山市議会定例会会議録（第 5 号）2019 年（令和元年）6 月 27 日 」https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukuyama/MinuteView.html?council_id=1586&schedule_id=6&is_search=false&view_years=2019（2023 年 3 月 17 日取得）

――――（2019c）「平成 31 年福山市議会文教経済委員会（第 1 号）2019 年（平成 31 年）3 月 8 日 」https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukuyama/MinuteView.html?council_id=1603&schedule_id=1&is_search=false&view_years=2019（2023 年 3 月 17 日取得）

――――（2019d）「令和元年第 3 回福山市議会定例会会議録（第 2 号）2019 年（令和元年）6 月 24 日 」https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukuyama/MinuteView.html?council_id=1586&schedule_id=3&is_search=false&view_years=2019（2023 年 3 月 17 日取得）

――――（2019e）「令和元年第 5 回福山市議会定例会会議録（第 2 号）2019 年（令和元年）12 月 10 日 」https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukuyama/MinuteView.html?council_id=1628&schedule_id=3&is_search=false&view_years=2019（2023 年 3 月 17 日取得）

――――（2023a）「令和 5 年第 3 回福山市議会定例会会議録（第 4 号）2023 年（令和 5 年）6 月 21 日 」https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukuyama/MinuteView.html?council_id=1915&schedule_id=5&is_search=true（2023 年 9 月 17 日取得）

――――（2023b）「令和 5 年第 3 回福山市議会定例会会議録（第 5 号）2023 年（令和 5 年）6 月 22 日 」https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukuyama/MinuteView.html?council_id=1915&schedule_id=6&is_search=true#（2023 年 9 月 3 日取得）

福山市教育委員会（2019a）「2019 年度（令和元年度）福山市教育委員会会議録（第 3 回）2019 年（令和元年）6 月 7 日 」https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/140588.pdf（2023 年 3 月 17 日取得）

――――（2019b）「2019 年度（令和元年度）福山市教育委員会会議録（第 8 回）2019 年（令和元年）9 月 25 日 」https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/147008.pdf（2023 年 3 月 17 日取得）

――――（2019c）「2019 年度（令和元年度）福山市教育委員会(第 3 回)教育長報告資料 2019 年(令和元年度）6 月 7 日」https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/140561.pdf（2023 年 2 月 28 日取得）

――――（2021）「福山市立常石ともに学園よくある質問 Q &A」https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/204084.pdf（2022 年 7 月 21 日取得）

――――（2023）「2022 年度（令和 4 年度）福山市教育委員会会議録（第 10 回）2022 年（令和 4 年 ）12 月 21 日 」）https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/240451.pdf（2023 年 9 月 25 日取得）

外務省（2022）「障害者の権利に関する委員会　第 27 回期　日本の第 1 回政府報告に関する総括所見」https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf（2023 年 8 月 13 日取得）

平川理恵（2018）『クリエイティブな校長になろう：新学習指導要領を実現する校長のマネジメント』

教育開発研究所
広島県議会（2019a）「令和元年広島県議会決算特別委員会（第 9 日）会議録 2019 年（令和元年）11 月 22 日 」http://www.pref.hiroshima.dbsr.jp/index.php/1971349?Template=document&VoiceType=all&DocumentID=5332#one（2023 年 9 月 27 日取得）
――――（2019b）「令和元年広島県議会文教委員会議議事録 2019 年（令和元年）5 月 17 日」http://www.pref.hiroshima.dbsr.jp/index.php/8930948?Template=document&VoiceType=all&DocumentID=4404#one（2023 年 9 月 27 日取得）
本田由紀（2020）『教育は何を評価してきたのか』岩波書店
堀真一郎（1994）『きのくに子どもの村　私たちの学校づくり』ブロンズ新社
堀真一郎（2003）「オルタナティヴ・スクールと教師の自己解放：きのくに子どもの村の子どもと大人」『日本教師教育学会年報』（12）pp.37-43
稲垣悟（2023）「公立小学校におけるオルタナティブ教育の実践にかかる開校プロセス――福山市における学校再編事業に着目して――」『東北大学大学院教育学研究科先端教育研究実践センター年報』（23）pp.125-130
軽井沢風越学園ホームページ https://kazakoshi.ed.jp/（2022 年 11 月 22 日取得）
窪島務（2023）「障害者権利条約委員会『勧告』とインクルージョンの国際的議論の動向」『日本の科学者』58（9）pp.6-12
文部科学省（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm（2023 年 8 月 13 日取得）
永田佳之（2005）『オルタナティブ教育：国際比較に見る 21 世紀の学校づくり』新評論
中川綾（2019）『あたらしい　しょうがっこうのつくりかた』ナガオ考務店
小野方資（2019）「福山市『学校再編』政策における『望ましい学校規模』の批判的検討」『福山市立大学教育学部研究紀要』（7）pp.43-54
リヒテルズ直子（2006）『オランダの個別教育はなぜ成功したのか：イエナプラン教育に学ぶ』平凡社
リヒテルズ直子（2019）『今こそ日本の学校に！イエナプラン実践ガイドブック』教育開発研究所
眞城知己（2021）「教育におけるインクルージョンの概念：学校との関係から」石田祥代・是永かな子・眞城知己『インクルーシブな学校をつくる：北欧の研究と実践に学びながら』ミネルヴァ書房，pp.19-34
清水貞夫（2017）「インクルーシブ教育・特別支援教育の動向と課題」黒田学（編）『アジア・日本のインクルーシブ教育と福祉の課題：ベトナム・タイ・モンゴル・ネパール・カンボジア・日本』クリエイツかもがわ pp.92-104
上阪徹（2022）『子どもが面白がる学校を創る：平川理恵・広島県教育長の公立校改革』日経 BP

付記

本論文の構成は以下の通りである。第 1 章では，第一著者ならびに第三著者が執筆した。第 2 章では，第一著者ならびに第二著者が執筆した。第 3 章・第 4 章は，第一著者が執筆した。最終的には，執筆者全員で検討・調整を行った。

[i] オルタナティブ教育の明確な定義は存在しない。永田（2005）は，オルタナティブ教育の本質は伝統や公教育など対峙する概念により変容する「相対的な概念」であると指摘した上で，メインストリームの規範や通念を捉え直す公共性，伝統的な教育を批判かつ再構築する刷新性，少数派や多様な価値を尊重する多元性など 6 つの特性を提示している。

[ii] リヒテルズ（2006）の著書を元に，イエナプラン教育の歴史とその特徴について述べる。1921 年よりハンブルグのリヒトワルク・シューレ中等学校の教師となったペーター・ペーターセンは様々な新教育の試みを行った。1923 年にはイエナ大学に着任し，大学実験校での新教育に取り組んだ。ただし，当時のドイツは独裁政権下にあり，戦中・戦後のドイツでイエナプラン教育は大きく発展することはなかったとされる。その後，ペーターセンのイエナプラン教育は，オランダのスース・フロイデンタールの活動により，オランダで急速に発展していった。

その特徴は，日本の学級に相当する根幹グループ（ファミリーグループ），サークル対話，基本活動の循環による日課，科目ごとでなく活動形態による時間割などである。しかし，イエナプラン教育の最大の特徴は，学校は現実の社会を反映したものであり，社会階層，宗教信条，知的水準，性別，年齢が異なる，あらゆる面での多様性を受け入れる共同体とする信念にある。

イエナプラン教育においてインクルーシブ教育とは障害児への特別な配慮ではなく，多様な存在である全ての人々を同じ価値のある人として認め合い，一緒に肩を並べて学び合うことを当然とする態度によって実現される教育である。

[iii] 本稿では，議事録・会議録の引用に際して，句読点の表記は「。」「，」に統一，改行箇所は「/」で

表記し，確認できた発言者の職名と氏名を補足した。職名は当時のものである。以下の議事録においても同様とする。

[iv] 福山市の学校再編計画については，小野（2019）が詳細に論じている。なお，小野は当該計画の根拠やプロセスが有する問題点を明らかにし，当該計画を強く疑問視している。ただし，本研究はあくまでもイエナプラン教育校の開校と学校再編計画の連関に焦点を当てるものであり，学校再編計画自体の是非には言及しない。

[v] 福山市 HP 内の「福山市の学校再編計画」（PDF ファイル）ならびに，同 HP 内の「福山市立小学校及び義務教育学校（前期課程）通学区域」（PDF ファイル）より。

[vi] 常石グループは，ツネイシホールディングス（本社：沼隈町常石）を中心に，海運・造船・環境・リゾート事業等を行う企業グループである。

[vii] 2 つ以上の学年児童による学級編成として複式学級がある。複式学級は主に少人数校で 2 学年を合わせて，小学校では児童数 16 人（1 年生を含む場合は 8 人）を上限として適用される。